市貝町保育所入所基準

入所基準		保護者の状況（両親及び同居の親族その他の者を含む）			基準点数		
番号	類型	細目		摘要	父	母	その他
①	家庭外労働	外勤	常勤	事業所等に常時雇用されているもの	9	9	8
			パート等	日雇、パート等その他不安定な就労に従事しているもの	8	8	7
		自営	主たる従事者	居宅外の自営業で、主たる従事者であるもの	9	9	8
			協力者(手伝い)	居宅外の自営業で、主たる従事者に協力している(手伝っている)もの	8	8	7
②	家庭内労働	自営	主たる従事者	居宅内(至近)の自営業で、主たる従事者であるもの	9	9	8
			協力者(手伝い)	居宅内(至近)の自営業で、主たる従事者に協力している(手伝っている)もの	7	7	6
		農業	主たる従事者	主として日々農作業に従事しているもの	9	9	8
			協力者(手伝い)	主として日々農作業に従事しているものに協力して(手伝って)いるもの	7	7	6
		内職		家計補助を目的として、直接需要者から依頼され、自宅で物品の製造加工に従事するもの	7	7	6
調整（減算）		上記①、②に該当するもので、就労時間が次に該当するもの		１日６時間以上８時間未満	−1		
				１日４時間以上６時間未満	−2		
				１日４時間未満	−3		
③	出産等	出産		出産(予定日)前２ヶ月・出産後６ヶ月の期間にあるもの	9	9	8
④	疾病・障害等	入院治療		おおむね１ヶ月以上入院を要するもの	10	10	10
		居宅療養	臥床	疾病のため１ヶ月以上常時臥床の状態にあるもの	10	10	10
			精神等	精神病・感染症等のため長期療養(安静)を要するもの	9	9	9
			一般療養	疾病のためおおむね１ヶ月以上療養(安静)を要するもの	7	7	7
		通院治療		症状は比較的軽度であるが定期的な通院等を要するもの	5	5	5
		心身障害者		身障手帳１級・２級、療育手帳Ａ・Ａ１・Ａ２に該当し、かつ、保育が困難なもの	10	10	10
				上記以外の心身障害者	5	5	5
⑤	病人の看護等	入院付添		おおむね１ヶ月以上親族の入院付添にあたっているもの	10	10	9
		居宅内看護		同居の家族の長期居宅療養等介護にあたっているもの	7	7	6
		身体障害者(児)介護		身体障害者(児)の介護・通園・通学等にあたっているもの	7	7	6
		寝たきり老人の介護		同居の祖父母等、寝たきり老人の介護に常時あたっているもの	7	7	6
⑥	災害等	家庭の災害等		火災・風水害等で家屋が失われ、復旧作業に従事しているもの	10	10	10
⑦	その他	求職中	就労先内定者	すでに、外勤等就労先が内定しているもの	7	7	5
			求職活動中	外勤等就労予定で求職中のもの	5	5	3
		職業訓練等		職業訓練校又は各種学校に通学しているもの	6	6	4
		保護者の兄弟等		保護者の兄弟姉妹で育児経験のないもの	−	−	5
		高齢者（祖父母等）		年齢６５歳以上のもの	−	−	5
				年齢７５歳以上のもの	−	−	7
世帯の特殊事情（加算）		両親の不在		孤児で祖父母等が監護している場合	10		
		母子家庭		父の死亡・離別・行方不明・拘禁の場合	3		
		父子家庭		母の死亡・離別・行方不明・拘禁の場合	3		
		生活保護		生活保護法による被保護世帯	3		
		特別保育等		兄弟姉妹の入所、障害児保育、延長保育希望の場合	1		
		その他		その他の事情等保育に欠ける程度が高いと認められる場合	1〜5		

入所児童の世帯の点数 ＝（各世帯員の点数の合計＋世帯の特殊事情(加算)の点数）÷世帯員の人数(児童は除く)